定　款

エヴィクサー株式会社
（英文名　Evixar Inc.）

定　款

第１章　総　則

第１条（商号）

当会社は、エヴィクサー株式会社と称し、英文では、Evixar Inc.と表示する。

第２条（目的）

当会社は次の事業を営むことを目的とする。

（１） ソフトウエア製品の研究開発
（２） 販売ソフトウエア製品に関するコンサルティング
（３） 情報システムの運用、維持管理受託業務
（４） 情報システムの改善、設計、開発に関する教育及び研究とコンサルティング
（５） 情報処理機器、情報通信機器に関するシステムの構築（企画、制作、開発）及び販売
（６） インターネット等のネットワークを利用した通信販売、情報提供サービス事業
（７） インターネット上のドメイン名取得代行業務
（８） ウェブサイトによる決済システムの企画、制作、開発及び決済代行業務
（９） コンピュータによる入力及びデータ処理業務請負
（10） コンピュータによる画像処理及び印刷サービス事業
（11） 人材育成のための教育事業
（12） 経営コンサルティング事業
（13） 市場調査、宣伝及び広告業
（14） 前各号に付帯関連する一切の事業

第３条（本店の所在地）

当会社は、本店を東京都中央区に置く。

第４条（機関）

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

（１） 取締役会
（２） 監査等委員会
（３） 会計監査人

第５条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由

によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　式

第６条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、1,000 万株とする。

第７条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100 株とする。

第８条（単元未満株式についての権利）

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１） 会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利

（２） 会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利

（３） 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第９条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

３．当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第10条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めのあるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株主総会

第11条（株主総会の招集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。

第12条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

第13条（株主総会の招集権者及び議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2．取締役社長に事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第14条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第15条（株主総会の決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2．会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第16条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2．株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第17条（株主総会の議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第 4 章　取締役及び取締役会

第18条（取締役の員数）

当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、5 名以内とする。

2．当会社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

第19条（取締役の選任の方法）

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会

の決議によって選任する。

2．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3．取締役の選任については、累積投票によらない。

第20条（取締役の任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第21条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2．取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長１名を選定することができる。また、必要に応じて CEO（Chief Executive Officer）の役位を付すことができる。

3．取締役社長は、当会社を代表し、当会社の業務を執行する。

第22条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2．取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第23条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2．取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第24条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第25条（取締役会の決議の省略）

当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第26条（重要な業務執行の決定の委任）

取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第27条（取締役会の議事録）

取締役会の議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名したうえで、取締役会の日から 10 年間当会社の本店に備え置くものとする。

第28条（取締役会規程）

取締役会に関する事項については、法令又は定款に定めのあるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第29条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第30条（取締役との責任免除等）

当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2．当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　執行役員及び技術専門役員

第31条（執行役員）

当会社は、取締役会の決議によって、執行役員を置くことができる。

２．当会社は、取締役会の決議によって、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）又は使用人の中から執行役員を選任し、当会社の業務を委嘱することができる。また、必要に応じて CEO（Chief Executive Officer）以外のチーフオフィサーの役位を付すことができる。

３．執行役員に関する事項については、法令又は定款に定めのあるもののほか、取締役会において定める執行役員規程による。

第32条（技術専門役員）

当会社は、取締役会の決議によって、技術専門役員を置くことができる。

２．当会社は、取締役会の決議によって、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）又は使用人の中から技術専門役員を選任し、当会社の特定の技術分野における業務を委嘱することができる。また、必要に応じて CEO（Chief Executive Officer）以外のチーフオフィサーの役位を付すことができる。

３．技術専門役員に関する事項については、法令又は定款に定めのあるもののほか、取締役会において定める技術専門役員規程による。

第６章　監査等委員会

第33条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第34条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

第35条（監査等委員会の決議の方法）

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

第36条（監査等委員会の議事録）

監査等委員会の議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した監査等委員がこれ

に記名押印又は電子署名したうえで、監査等委員会の日から 10 年間当会社の本店に備え置くものとする。

第37条（監査等委員会規程）
監査等委員会に関する事項については、法令又は定款に定めのあるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第７章　会計監査人

第38条（会計監査人の選任の方法）
会計監査人は、株主総会において選任する。

第39条（会計監査人の任期）
会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２．会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第40条（会計監査人の報酬等）
会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第41条（会計監査人との責任限定契約）
当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第８章　計　算

第42条（事業年度）
当会社の事業年度は、毎年１月１日から 12 月 31 日までの１年とする。

第43条（剰余金の配当等の決定機関）
当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。

第44条（剰余金の配当の基準日）
当会社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

２．当会社の中間配当の基準日は、毎年６月 30 日とする。
３．前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第45条（配当金の除斥期間）
配当財産が金銭である場合（以下、「配当金」という。）は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。また、配当金には利息をつけない。

付　則

（制定等の記録）

制定：2004 年　2 月 29 日
改定：2005 年　5 月　6 日
改定：2006 年　5 月 17 日
改定：2008 年　2 月 28 日
改定：2010 年 12 月　6 日
改定：2015 年　3 月 25 日
改定：2015 年　6 月 19 日
改定：2016 年　9 月 28 日
改定：2020 年　3 月 25 日
改定：2020 年　8 月 19 日
改定：2021 年　9 月 30 日
改定：2022 年　3 月 30 日
改定：2023 年　3 月　2 日